



〈撮影：山口秀雄弁護士 地名：フィレンツェのドゥオモ〉

昨年中は大変お世話になりました 本年もよろしくお願い申し上げます

年も改まり、いよいよ本格的な寒さが到来しております。

日頃より格別のお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

当事務所では、古郡賢大弁護士を新たに迎え、本年も益々精力的に活動していく所存です。

さて、近時、民法の債権法の分野につき、民法施行以来、110数年ぶりに大改正がされようとしております。改正点は多岐にわたりますが、その中でも重要な改正点について、近森章宏弁護士からご紹介させていただきます。

また、多くの皆様からご相談をいただく「遺言」につき、実際の相談例をもとにした注意点を宮島佳範弁護士からご紹介させていただきます。

そして、既に報道等もされているレーシック被害に関する集団訴訟につき、レーシック被害対策弁護団の弁護団長を務める梶浦明裕弁護士から、事件概要のご報告とレーシックに関する問題点につきご説明させていただきます。

民法(債権関係)の改正動向について

弁護士 近森 章宏



私人間の法律関係を定める法律として「民法」がありますが、契約関係等を定める債権関係の部分が110数年ぶりに大改正されようとしています。昨年(2017年)の8月に法務省所管の法制審議会民法部会が要綱仮案を決定しました。早ければ今度の通常国会に改正案が提出される見込みです。

改正点は多岐にわたりますが、重要な改正点を簡単にご説明したいと思います。

1 消滅時効について

現在の民法は、債権の消滅時効期間を原則10年(商事債権は5年)と定めるほか、商品の代金債権等の特定の種類の債権については1年から3年の消滅時効を定めています。

改正法では、①債権者が権利を行使できることを知った時から5年間、又は②権利を行使できるときから10年間とし、商事債権や特定の種類の債権の時効の規定は削除される見込みです。

2 法定利率について

現在の民法では、法定利率は年5%(商事債権は年6%)と定められています。

改正法では、法定利率を変動制とし、①当初の法定利率を3%とした上で、②3年ごとに市場金利の変動に合わせて利率を見直すことになる見込みです。そして、③債権について当事者間で特段の合意がない場合は、その利率は利息が生じた最初の時点の法定利率とする旨が定められる見込みです。

3 契約の解除について

現在の民法では、①一方当事者が履行を遅滞した場合に催告を経て行う解除、②定期行為(特定の日時又は一定期間内に履行をしなければ契約の目的を達成できない場合)の遅滞による解除、及び③履行の全部又は一部が不能となった時の解除が規定されています。

改正法では、「債務不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは解除できない」とする規定や、債権者に帰責事由がある場合、債権者は解除できないとする規定が新設される見込みです。

さらに、催告をしなくても解除できる場合の規定が新設される予定であり(①履行不能、②履行拒絶、③一部履行不能、④定期行為、⑤その他催告をしても履行される見込みがない場合)、加えて契約の一部を催告しなくても解除できる場合も新設される見込みです(①一部履行不能、②一部履行拒絶)。

4 個人の保証について

現在の民法では、保証に関して、原則として法人と個人の区別なく規定されています。

改正法では、事業のために負担した貸金等の債務を主債務とする保証契約を個人が締結する場合(主債務者(法人)の取締役、執行役等が締結する場合を除く)、保証契約締結日前1か月以内に作成された公正証書で、保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、保証契約は効力を生じないとする規定が新設される見込みです。

また、改正法では、主債務者が事業のために負担する債務について、個人に保証を委託するときは、当該個人に対し、主債務者の財産及び収支の状況、主債務以外の債務の内容と履行状況、他に提供する担保がある場合はその内容に関する情報を提供する義務があるとする規定も新設される予定です。

さらに、改正法では、主債務が期限の利益を喪失した場合、債権者はそれを知った時から2か月以内に、個人の保証人に対し、その旨を通知しなければならないという規定が新設される見込みです。

5 売買における売主の担保責任について

現在の民法では、売買での売主の担保責任の内容として、代金の減額、契約の解除、損害賠償が規定されていますが、改正法では、この他に、売主の追完義務として、修補、代替物の引渡し等の責任があるとする規定が新設される見込みです。

また、一方で、売主は、買主に不相当な負担を課すものでない限り、買主が請求した方法とは異なる方法による履行の追完をとることができる、という規定も新設される見込みです。

6 消費貸借について

現在の民法では、金銭等の授受があって初めて消費貸借契約が成立する旨が規定されていますが、改正法では、書面又は電磁的記録による合意で契約が成立する旨の内容に変更される見込みです。

7 賃貸借について

借地借家法の適用を受けない賃貸借の存続期間について、現在の民法では20年が上限とされています(更新後も同様です)。

改正法では、存続期間及び更新後の存続期間のいずれも、上限が50年に変更される見込みです。

8 定型約款について

現在取引で多く用いられている「約款」は、現在の民法に規定がなく、改正法で約款が成立する条件や変更できる条件等を定めた規定を新設することも審議されておりますが、内容がまだ定まっておらず、要綱仮案では案文の掲載が見送られました。そのため、引き続き審議が進められるものと思われます。

遺言作成の際の注意点

弁護士 宮島 佳範



一般の方々からいただく法律相談のテーマで常にベスト3に入る「遺言」。相談例から注意点をピックアップしてみます。

1 指定は具体的に！

「全遺産を2：1に分ける」という抽象的な指定では、「分け方」をめぐる争いの種が残っ

てしまいます。

但し、現預金の場合には、具体的金額で定めてしまうと死亡時の遺産が不足した場合の処理に困るので、取得割合で定めるか、口座を特定するのがいいでしょう。

2 遺産は漏れなく記載！

「自宅は長男が相続する」という指定だけでは、他の遺産を「等分」するのか「自宅の価値分だけ長男の取り分から差し引く」のか判然としません。漏れに備えて「遺言に記載されていない遺産は〇〇が相続する」という条項も必須です。

3 債務負担は遺言で指定できません

債務を負担する者を遺言で指定しても、債権者がこれ

に従う義務はなく、法定相続分に応じて全相続人に請求していただく可能性があります。債務負担も計算に入れた上で遺産の分配を考えましょう。

4 遺言を作成した理由を記載してみる

特に遺言の内容が不公平な場合、「理由」を付記することで、「無理矢理書かされたのではないか？」という疑いを取り除いて紛争を防ぐことができます。

5 遺言執行者の指定

遺言執行者が遺産から葬儀費用等を支払ったり、登記や名義書換の手続等を円滑に行うことができます。生前に遺言執行者と協議して報酬額も定めておけばなおスムーズです。

6 自筆証書遺言の形式は厳格に！

民法は「誤記の修正方法」に至るまで細かく形式を定めています。些細な形式不備でも、金融機関や法務局が「判決で有効な遺言と認められるまで、遺言に従った払戻も登記移転も認めない」と対応するおそれがありますから、自筆の場合は特に専門家に相談しましょう。

7 やはり公正証書遺言が無難

形式の不備を防げることはもちろん、特に病状悪化の状況で遺言を作成する場合、公証人と証人2人が「遺言能力」や「遺言者の真意」の証人になってくれます。

レーシック集団訴訟

弁護士 梶浦 明裕

1 12月に集団提訴



既に報道などでご承知のとおり、レーシック被害対策弁護団は、昨年(平成26年)12月17日、品川近視クリニックと錦糸眼科の2つの医院を被告として、東京地方裁判所に対して集団訴訟(第一次)を提起しました。

レーシック被害対策弁護団は、患者側の立場で被害救済と再発防止に取り組む医療問題弁護団(東京を中心とする約250名の弁護士で構成)の有志で立ち上げた弁護士24名を擁する弁護団ですが、縁あって、私が弁護団長を務めることになりました(当事務所の工藤杏平弁護士も弁護団員です)。

2 レーシックの何が問題か？

一昨年(平成25年)12月、消費者庁と国民生活セン

ターがレーシック手術に関する注意喚起を促しました。これを受けて弁護団で電話相談を実施した結果、全国から約180件の相談がありました。

レーシック手術は視力矯正の1つの確立した方法であり、それ自体に問題があるとはいえません。

しかし他方で、眼科学会の定めるガイドラインには、超えてはならない矯正量が明記され、術前に十分な説明をすべきことも明記されています。病院側がガイドラインを遵守すべきことは当然で、ドライアイ(目が渇く)、ハロー・グレア(光がにじむ・まぶしい)、見え方の質の低下などといった合併症があることや、老眼(45歳以降)になれば結局眼鏡が必要なことなど、事前に十分な情報を提供すること(インフォームドコンセントのための説明)も必要です。その結果、患者はそれでもなお眼鏡やコンタクトレンズではなくレーシック手術を選択するかどうかの正しい判断をすることができます。

今回被告とした2つの医院は、営利を目的としてか、工場のような流れ作業で大量に手術を実施する体制やガイドライン軽視の体制から、問題のある事例が散見されました。

弁護団は、各原告の被害救済はもちろん、誤ったレーシック手術を抑止し再発防止を図ることを目指します。

近況報告



弁護士 古川 史高

昨秋スリランカに行ってきました。仏教国ですが、ヒンズー教・イスラム教・キリスト教も大切にされ、どの宗教にも「日曜学校」があり、子供達全員が通っている本当に信仰心の厚い国でした。



弁護士 伊豆 隆義

昨年は、某市建築審査会委員勤続10年を超え、全国建築審査会会長会議で表彰を受けました。日常業務では、やっと、弁護士とは何かわかってきた気がします。今後ともよろしくお願ひします。



弁護士 岩田 修

昨秋から年末は、司法修習生に対する講義に追われる毎日でした。若さ、熱意で接してくる修習生を見ていると、初心を忘れないことの大切さを痛感します。反省!!



弁護士 井崎 淳二

5歳の息子に「夜(寝る前に)帰ってくるお父さんのほうが好き」と言われてしまいました。今年は、生活・仕事を朝型にして、なるべく子供の就寝前に帰宅できるよう頑張りたいと思います。



弁護士 梶浦 明裕

管理組合の任務もあと4か月。大変ですがよい経験と出会いがありました。運動する時間もないですが、管理組合有志でこの1月に駅伝に出ることを先に決め、そのために週に1回走っています。



弁護士 酒井 由美子

昨年10月に弁護士登録10年を迎え、熱海で行われた記念大会に出席しました。10年ぶりに再会した仲間も多く、色々な経験を積んだ仲間の話を聞いたのは、よい刺激となりました。



弁護士 阿部 泰彦

今年も、良き夫、良き父、良きゴルファー、良き弁護士が目標です。どれも簡単ではなく、家族の協力(許可?)がなければ達成できません。精進を続けます。本年も宜しくお願ひ致します。



弁護士 川原 奈緒子

昨年度から中小企業法律支援センターに加入し、充実したリーガル・サービスの提供を目指した、他士業との連携や提供サービス拡充の重要性を再認識しています。



弁護士 新森 圭

堀田弁護士と同じ講座で民法の講義を担当させていただきました。準備を重ね、少しでもよい授業を、と思って臨んだ2回の講義では、私も勉強させていただいたような気がします。

事務局便り

昨年も瞬く間に1年が過ぎてしまいました。同じ様で違う毎日、今この場所で皆と働ける事を大切に、日々精進したいと思います。本年も宜しくお願ひ申し上げます。(M.S.)



弁護士 渥美 三奈子

小説「紙の月」は、銀行契約社員の主婦が、顧客の預金を流用し始め、次第に感覚麻痺して当然の権利の如くに自己肯定に傾いていく話です。この過程が興味深いし、刑事弁護の参考になります。



弁護士 工藤 研

当事務所がある虎の門界隈は、オリンピックの影響も手伝って再開発が進んでいます。半世紀前の東京五輪の際の無計画な都市改造を反面教師とし、後世に誇れる都市が残ると良いのですが。。



弁護士 宮島 佳範

自宅近くに24時間・無人のスポーツジムができたので、夜中に通っています。頭を空っぽにして運動するのはストレス解消に最適。深夜の筋トレで、めざせマッチョマン!



弁護士 高平 めぐみ

ホームベーカリーにはまっています。手作りパンの美味しさはもちろんのこと、材料や配合等を変えるだけで全く違う仕上がりになるのはさながら理科の実験のよう。色々試して楽しんでいます。



弁護士 近森 章宏

最近思い立って万歩計で歩数を確認したところ、1日9000歩程度歩いていました。そこそこ歩いていますが、これだけでは痩せませんね。。今年こそは運動の習慣を付けたいと思います。



弁護士 堀田 和宏

先日、早稲田大学のエクステンションセンターというところで講師をやらせて頂きました。刑法の入門編を講義したのですが、受講生の皆さんに興味を持って聞いて頂けたようで嬉しかったです。



弁護士 山口 秀雄

「クールヘッドとウォームハート」。15年前、高校の大先輩から、弁護士の心得として教わった言葉です。本年も、この言葉を胸に、ご依頼者の皆様のため事件処理に努める所存です。



弁護士 工藤 杏平

弁護士5年目を迎えました。自動車の運転でも言われますが、「慣れてきた」と思ったときが一番気を付けなければいけません。いつまでも初心を忘れず、誠実な事件処理に努めたいと思います。

新入所弁護士紹介



弁護士 古郡 賢大

昨年10月に入所致しました。入所前は、交通事故の賠償問題に重点的に取り組んで参りましたが、当事務所では同分野に限らず、幅広い法律問題に携わらせていただいております。案件の種別を問わず質の高いリーガルサービスをご提供できるよう努めて参ります。